

別紙様式 6-2

指導教員等の氏名	確認印

災害ボランティア活動届出書

学部長 殿

平成 年 月 日

学部・コース・研究科名 : _____

学生番号 : _____

学生氏名 : _____

下記のとおり、災害ボランティア活動に従事するので届け出ます。

記

※ 枠内の内容については、学生が自書してください。

※ 裏面を熟読の上、届出を行ってください。

災害の名称	
災害ボランティア活動従事期間	
災害ボランティア活動に従事する場所（住所等）	
受入ボランティア団体名 (団体名・住所・電話番号等)	
災害ボランティア活動の内容	
学生本人の連絡先 (携帯電話番号及びEメールアドレス等)	
保護者等の緊急連絡先	
欠席する授業（いずれかに○）	あり 別紙様式 6-3 「4 欠席する授業」欄のとおり なし
天災に対応するボランティア活動保険（日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険）への加入状況（いずれかに○）	加入済み（保険の名称： ） 加入予定（保険の名称： ）

※ 以下は、学生の保護者の方が記入してください。

上記のとおり災害ボランティアに参加することに同意します。

平成 年 月 日

保護者氏名 (署名)

別紙様式 6－2（裏面）

天災に対応するボランティア活動保険への加入について

ボランティア活動保険への加入は、災害ボランティア活動を行う上で前提条件となっています。

天災に対応するボランティア活動保険に、個人的に加入していない場合は、以下のボランティア活動保険に必ず加入してください。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に必ず加入してください。

【保険の名称等】

●ボランティア活動保険

（社会福祉法人 全国社会福祉協議会による一括団体契約）

「天災 A」プラン又は「天災 B」プランのいずれかに加入してください。

「天災 A」・・・年間保険料 430円

（参考；保障死亡 1,200 万円、入院 6,500 円、通院 4,000 円）

「天災 B」・・・年間保険料 650円

（参考；保障死亡 1,800 万円、入院 10,000 円、通院 6,000 円）

※ 詳細については、「ふくしの保険」ホームページ <http://www.fukushihoken.co.jp/> の「ボランティア活動保険」のリンクから、パンフレットを参照して下さい。

(受付場所)

社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 ボランティア・NPO活動支援センター

〒 700-0807 岡山県岡山市北区南方2丁目13-1

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館「きらめきプラザ」内

電話 086-226-2835

(受付時間)

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日は除く。）

(受付時に必要な物)

印鑑を持参してください。

災害ボランティア活動終了後に提出する証明書

災害ボランティア活動終了後に、災害ボランティア活動の受入団体から発行されるボランティア活動証明書、別紙様式 6－4 「災害ボランティア活動証明書」又は災害ボランティア活動に従事したことを客観的に証明できるもの（ボランティア活動時に配付される案内文等）を、学部等の教務担当へ提出してください。提出のない場合は、準公欠として認められません。

なお、災害ボランティア活動中に事故にあった場合には、事故報告書（様式任意）を併せて提出してください。

別紙様式 6-3

平成 年 月 日

各授業担当教員 殿

学部長

学生の災害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて（平成21年9月16日学長裁定）第7の規定に基づき、学生の災害ボランティア活動に係る授業欠席について、下記のとおり、準公欠の取扱いを依頼します。

なお、準公欠として取り扱う授業は、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すこととしておりますので、よろしくお願ひします。ただし、授業担当教員の判断により補講を行うことを妨げるものではありません。

記

※ 枠内の内容については、学生が自書してください。

このたび、災害ボランティア活動に従事し授業を欠席するため、以下のとおり、準公欠の取扱いを申請します。

1 学生番号 _____

学生氏名 _____

2 災害の名称

3 災害ボランティア活動従事期間

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

4 欠席する授業

【本件担当： 学部教務学生担当（内 ）】

学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて

〔平成21年9月16日〕
〔学長裁定〕
改正 平成28年6月1日

岡山大学（以下「本学」という。）の学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業（定期試験を含む。以下同じ。）及び課外活動（以下「授業等」という。）の取扱いについて、次のとおり定める。

（定義）

- 第1 この取扱いにおける次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 一 休講 授業を取りやめることをいう。
 二 公欠 一定の条件を満たすことにより、授業に出席したものとみなす取扱いとする授業の欠席をいう。
 三 準公欠 一定の条件を満たすことにより、前号に準ずる取扱いとする授業の欠席をいう。
 四 出席停止 学校保健安全法第19条に規定する出席停止をいう。

（気象警報が発表された場合等の取扱い）

- 第2 気象警報が発表された場合及び学生が通学に利用する交通機関が運行休止になった場合は休講又は公欠等とし、その取扱いは、別紙1に定めるとおりとする。

（学生の親族が死亡した場合の取扱い）

- 第3 学生の親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は公欠とし、その取扱いは、別紙2に定めるとおりとする。

（学生が感染症に罹患した場合等の取扱い）

- 第4 学生が、感染症に罹患した場合及び感染の拡大を防止するために本学の一部又は全部を休業する場合は出席停止及び公欠等とし、その取扱いは、別紙3に定めるとおりとする。

（学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取扱い）

- 第5 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合その他証人、参考人等として裁判所その他官公署（以下「官公署」という。）へ出頭する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙4に定めるとおりとする。

（学生が骨髓移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の取扱い）

- 第6 学生が、骨髓移植のために、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹その他親族以外の者に、骨髄液又は末梢血幹細胞の提供（以下「骨髓液提供等」という。）を行おうとする場合であって、骨髓液提供等に必要な検査及び入院その他手手続き（以下「入院等」という。）を行う場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙5に定めるとおりとする。

（学生が災害ボランティア活動に従事する場合の取扱い）

- 第7 学生が、報酬を得ないで社会に貢献する自発的な活動として、日本国内又は国外において発生した災害に伴うボランティア活動（以下「災害ボランティア活動」という。）に従事する場合は準公欠とし、その取扱いは、別紙6に定めるとおりとする。

- 2 準公欠扱いの対象とする災害については、その都度、教育担当理事が決定し、公示する。

（一授業科目当たりの公欠及び準公欠の制限）

- 第8 一の授業科目について、公欠及び準公欠扱いとすることができる回数は、当該授業科目の授業回数の3分の1を超えることができないものとする。

（雑則）

- 第9 第2から第8までに定めるもののほか、学生の通学が困難となる事由が発生した場合であって、学長が特別の事情があると認めるときの授業等の取扱いについては、その都度、学長が定める。

（附 則 省 略）

別紙6（第7関係）

災害ボランティア活動【準公欠】

- 1 学生が、災害ボランティア活動に従事するために出席できなかった授業については、下記6に定める所定の手続を経て、準公欠扱いとする。
- 2 対象となる災害
準公欠扱いの対象となる災害については、教育担当理事が決定し、別紙様式6-1により、その都度、公示するものとする。
- 3 保護者等の同意
災害ボランティア活動を希望する学生（以下「当該学生」という。）は、あらかじめ保護者等の同意を得て、自己の責任において、災害ボランティア活動に従事するものとする。
- 4 ボランティア団体への所属及び保険への加入
当該学生は、地方自治体又は各都道府県・市町村等の社会福祉協議会等のいづれかのボランティア団体に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、任意の非政府組織（NGO）又は特定非営利活動法人団体（NPO）等に所属し、その責任の下で、災害ボランティア活動に従事するものとする。
また、災害ボランティア活動に従事する際は、事前に、社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入するものとする。ただし、日本国外における災害ボランティア活動に従事する場合は、現地での災害ボランティア活動及び天災に対応する然るべき保険に加入するものとする。
- 5 準公欠となる期間
準公欠となる期間は、一の学期において7日の範囲内とし、現地へ赴く場合の往復に要する日数を含むものとする。
- 6 準公欠の手続
準公欠の手続は、次のとおりとする。
 ① 当該学生は、災害ボランティア活動のために現地に赴く前に、指導教員等へ、別紙様式6-2「災害ボランティア活動届出書」及び別紙様式6-3「学生の災害ボランティア活動による授業欠席に係る準公欠の取扱いについて（依頼）」を提出するものとする。
 ② 指導教員等は、当該学生から提出された別紙様式6-2及び別紙様式6-3の内容を確認の上、授業への影響等を考慮して教育的指導を行い、当該災害ボランティア活動が適当であると認めるときは、これを許可するものとする。
 ③ 当該学生は、指導教員等の確認を得た後、所属する学部等の教務担当へ、別紙様式6-2及び別紙様式6-3を提出するものとする。
 ④ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された書類が適切に記入されていること及び社会福祉協議会等が取り扱うボランティア活動保険に加入済みであることを確認の上、受領した後、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
 ⑤ 当該学生は、災害ボランティア活動終了後に、当該災害ボランティア活動の受入団体から発行されるボランティア活動証明書、別紙様式6-4「災害ボランティア活動証明書」又は災害ボランティア活動に従事したことを客観的に証明できるもの（ボランティア活動時に配付される案内文等）（以下「証明書等」という。）を、学部等の教務担当へ提出するものとする。
なお、災害ボランティア活動において事故にあった場合は、事故報告書（様式任意）を併せて提出するものとする。
- ⑥ 学部等の教務担当は、当該学生から提出された証明書等を確認した後、別紙様式6-3を複写し、授業担当教員へ通知するとともに、必要に応じて、関係教務委員会等へ報告するものとする。
- 7 準公欠の授業の取扱い
準公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行わず、レポートやeラーニング等により授業担当教員が当該授業に相当する学習を課すものとする。ただし、授業担当教員の判断により補講を行ふことがある。